④　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（建築、構造、電気設備、機械設備）はそれぞれ１名であること。
⑤　管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
⑥　主たる分担業務分野（建築分野）のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
⑦　構造分野、電気分野、機械分野において、応募者の提出者又は再委託先の協力事務所が、他の応募者の提出者の協力事務所となっていないこと。
⑧　再委託先である協力事務所が中部地方整備局の建築関係コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。
⑨　配置予定の技術者が、地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満足していること。
⑩　設計共同体の場合は以下を満たしていること。
・設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
・管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。
・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

３）配置予定管理技術者の資格に関する要件　配置予定管理技術者については、一級建築士の資格を有すること。

４）配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件　配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種業務において実施した１件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が500万円未満、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が付されている場合、60点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎、事務所又は類似施設」の地上４階建て以上かつ延べ面積4,500㎡以上である新築又は増築の設計業務

※類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いづれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占めるか、又は当該部分の延べ床面積が4,500㎡以上ある施設を指すものとする。
※設計業務とは基本設計から実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。
※延べ床面積は、新築の場合は１棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

５）手持ち業務量に関する要件　平成22年９月６日現在のおける配置予定管理技術者及び主任担当技術者の手持ち業務は５件以下、ただし建築分野の主任担当技術者は３件以下であること。なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務をいう。

６）企画提案書に関する要件　参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。
①　実施方針
②　業務実施体制
③　特定テーマ　本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。
③－１　警察学校の研修形態を配慮した最適な動線計画についての提案。
③－２　災害時の災害活動施設としての機能を備えた施設機能の提案。
③－３　環境負荷低減技術を活用した庁舎整備手法の提案。

３　ヒアリング

ヒアリングは、原則として参加資格要件を満たす者を対象に実施するものとする。
⑴　実施場所：中部地方整備局会議室
⑵　実施日時：平成22年11月24日を予定。
⑶　ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
⑷　ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知と同時に提出する。
⑸　ヒアリングは配置予定管理技術者及び建築主任担当技術者に対して行うものとする。

４　企画提案書を特定するための評価基準

１）企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。
⑴　企画提案書の非特定事項
・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている
・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない
⑵　ヒアリングの非特定事項
・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

２）評価項目
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成12年４月１日以降の同種又は類似業務の実績
⑶　平成17年４月１日以降に担当した地方整備局委託業務の成績評価
⑷　経験年数
⑸　ＣＰＤ取得単位の状況
⑹　業務の理解度、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案の的確性、独創性及び実現性

５　手続等

１）担当部局　〒460―8514 名古屋市中区三の丸二丁目５番１号　国土交通省中部地方整備局総務部契約課　電話052―953―8138　ファクシミリ052―953―8199　メールアドレス：keiyaku@cbr.mlit.go.jp

２）説明書の交付期間、場所及び方法　平成22年９月６日から平成22年11月４日までの期間、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した説明書をダウンロードすることにより交付する。ＨＰアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「測量・建設コンサルタント等業務」―「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な別冊図面及び特記仕様書（案）等は、「電子入札システム」により交付する。ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、５　１）の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

３）参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※１）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。詳しい提出方法については説明書による。提出期間は、平成22年９月７日から平成22年11月５日までの土曜日及び日曜日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。提出先：５　１）と同じ。
ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。
・一太郎2007以下
・Microsoft Word 2002以下
・Microsoft Excel 2002以下
・その他アプリケーション
ＰＤＦファイル　Acrobat６以下
画像ファイル　ＪＰＥＧ及びＧＩＦ形式
圧縮ファイル　ＬＺＨ形式のみ

留意点：複数の申請書類は、すべてを１つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※注１「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。